

# 練馬区 水害ハザードマップ

編集・発行 令和3年(2021年)6月 練馬区危機管理室危機管理課  
電話 03-5984-2762

## 水害時の避難所

あらかじめ最寄りの避難所の位置・経路を確認しておきましょう

避難所	
施設名	
住所	
電話	

## 1. 練馬区水害ハザードマップとは

練馬区水害ハザードマップは、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域(平成30年3月)」、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域(令和元年5月)」および「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域(令和3年3月)」に基づき、大雨の際に河川の氾濫や下水道からの逆流などにより浸水が予想される区域やその程度を表示しています。また併せて、区の避難所等を記載しています。

降雨は、「想定し得る最大規模の降雨(時間最大雨量153mm、総雨量690mm)」

を想定しています。

区内の河川(石神井川・白子川・江古田川)が氾濫した場合の浸水区域は、赤枠で表示しています。

浸水が予想される区域や程度は、雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況等により変化することがあります。大雨の際に必ずこの地図に示すとおりに浸水するということはありません。浸水が予想されていない地域でも、状況によっては浸水することもありますので、十分にご注意ください。

## 2. 水害を知りましょう!

### 外水氾濫とは?

台風や大雨等により川の水位が上がり、堤防の溢水や決壊により、洪水が発生する現象で、これを外水氾濫といいます。

街中によく見られる小さな川と、河川敷にグラウンドがあるような大きな川では、流域面積が異なるため、被害の大きさや、氾濫までの時間が異なります。上流で降った雨でも水位が上がるので、注意が必要です。

### 内水氾濫とは?

急激な豪雨等により雨量が下水道等の排水能力を超え、道路が冠水する現象で、これを内水氾濫といいます。

道路から地下室へ水が流れたり、マンホールの蓋が吹き上げられたりするので、地上階以上へ上がる、冠水した道路を歩かないなどの注意が必要です。

### 街中でよく見られる小さな川(石神井川など)

- 1 晴れている**  
川底が見えるくらいの水位で、さらさらと流れている。
- 2 雨が降り始める**  
降り始めるとすぐにこぼって川底が見えなくなり、流れが速くなる。
- 3 さらに、雨が強くなる**  
狭い流域から水が一気に集まるため、家が建っている地面の高さまで水位が急上昇。
- 4 川から水があふれる**  
川沿いで浸水。雨が止むと急速に水位が低下。

## 3. 防災気象情報

### 気象特別警報・警報・注意報

注意報・警報・特別警報	発表される基準
<b>大雨特別警報</b>	数十年に一度の大雨が予想され、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きいとき
<b>警報</b>	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとき
<b>注意報</b>	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとき

### 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、土砂災害の危険度がさらに高まったときに発表されます。なお、区内では土砂災害防止法に基づき、15箇所が土砂災害警戒区域に指定されています。

区では、土砂災害ハザードマップを別途作成し、危機管理課(本庁舎7階)、防災学習センター、各区民事務所(練馬を除く)、区民情報ひろばで配布しています。

### 水位観測所

東京都および区では各河川に水位観測所を設置し、水面から護岸までの水位により氾濫危険水位を設定しています。

河川	水位観測所名	氾濫危険水位	
		警報1(警戒水位)	警報2(危険水位)
石神井川	瑞洲橋	100m	50m
	富士見池	80m	30m
	稲荷橋	100m	50m
	すすしの橋	100m	50m
	神路橋	100m	50m
	宮宿橋	100m	50m
白子川	松原橋	100m	50m
	三ツ橋	158m	50m
	比丘尾橋上流調節池	—	50m
	越後山橋	100m	50m
	子安橋	100m	50m

### 水位警報装置

区では、川の水位が上昇したとき、氾濫の危険を周囲に知らせるため、水位警報機を設置しています。

**富士見池・稲荷橋の場合**

警戒水位警報 5m

チャム 音聲 20m 5m 20m 20m 5m 20m

音声「ただいま、石神井川の水位が上がっています。水位が警戒水位を超えています。ご注意ください。」2回

危険水位警報 10m

8時50分 8時50分

音声「ただいま、石神井川があふれるおそれが発生しました。」2回

水位警報局	概要
関町(水位計:富士見池、稲荷橋)(石神井川の関町地区に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。アナウンスと同時に練馬区役所および石神井消防署関町出張所に自動通報されます。
すすしの橋(水位計:すすしの橋)(石神井川の富士見池・高野台地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
神路橋(水位計:神路橋)(石神井川の向山・高松地区に設置)	水位計の設定水位に達するとアナウンスが流れます。アナウンスと同時に練馬区役所に自動通報されます。
比丘尾橋上流調節池(水位計:三ツ橋・比丘尾橋上流調節池)(白子川の比丘尾橋上流調節池に設置)	水位計のいずれかが設定水位に達すると、アナウンスが流れます。アナウンスと同時に練馬区役所および石神井消防署関町出張所に自動通報されます。

## 4. 防災情報と警戒レベル

区は、災害が発生する危険性が高まった場合には、気象庁等が発表する防災気象情報を参考に、**地域を限定して**避難指示等の避難情報を発令します。

「避難」とは「避」を「難」を「難」けることです。避難所への避難だけでなく、安全な親戚・知人宅への避難や、自宅が安全な場合は自宅に留まるなど、普段からどう行動するか決めておきましょう。

警戒レベル	避難行動等	区が発令する避難情報	区が参考とする防災気象情報
<b>警戒レベル5</b>	命の危険があることから直ちに安全を確保してください。	緊急安全確保 <sup>※2</sup>	大雨特別警報等
<b>警戒レベル4</b>	危険な場所にいる方は全員速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
<b>警戒レベル3</b>	危険な場所にいる避難に時間を要する方(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報等
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。		大雨注意報 洪水注意報等
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。		早期注意情報

※1 区は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。避難情報が発令されていない場合に、区が指定する避難所に避難を検討される場合は、必ず避難所開設状況を区ホームページなどでご確認ください。

## 5. 情報収集

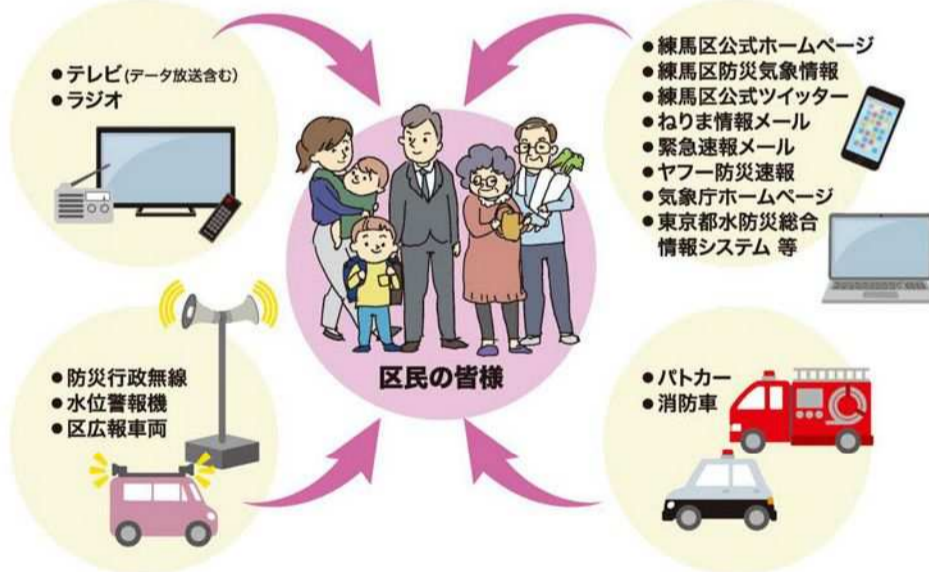
気象庁などが発表する防災気象情報や、区が発令する避難情報などは、右のような方法で区民の皆様にお伝えします。

台風が接近する際、原則として最接近の2日前に、開設する避難所や区事業・区立施設の休止についてお知らせします。

また、前日には水災害時専用コールセンターを設置します。

**水災害時専用コールセンター**  
☎03-5984-2569

日頃から情報の入手方法について確認しておきましょう。



## 6. 水害への備えを万全に!

**マイ・タイムラインを作成しましょう!**

マイ・タイムラインとは、水害に備えて家族構成や生活環境に合わせ、「いつ」「誰が」「何をやるか」を時系列で整理した自らの避難行動計画です。いざというときに慌てず安全に避難行動を取ることができる、マイ・タイムラインを作成しましょう。

マイ・タイムラインの作成にあたっては、東京都が作成した「東京マイ・タイムライン」をご活用ください。

東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

**避難の心得**

- 正確な情報収集と早い避難**  
テレビ・ラジオ等で最新の防災気象情報や避難情報に注意し、危険を感じたら早めに安全な場所へ避難しましょう。避難所への避難が危険な場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内などで避難ください。事前に避難所や避難経路について確認しておきましょう。
- 避難の開始**  
区から避難指示等の避難情報が発令されたら、開設されている避難所に避難しましょう。避難所への避難が危険な場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内などで避難ください。事前に避難所や避難経路について確認しておきましょう。
- 動きやすい格好、2人以上で避難を**  
持ち物はリュックで、手は自由に、長靴よりひも付き運動靴で避難しましょう。避難するときは2人以上で行動し、隣近所に声をかけ合ひましょう。
- 要配慮者の避難にご協力を**  
高齢者・障害者・病者・けがなどで避難することが困難な方の避難支援にご協力ください。
- 危険な場所には近づかない**  
避難の時は、川沿いや鉄道・道路下のアンダーパス、浸水している箇所など危険な場所は回避しましょう。やむを得ず浸水している箇所を通る場合は、傘などの棒を使って安全を確かめましょう。

**非常持ち出し品**  
必ず持ち出したいもの

- 飲料水
- 食料品
- 貴重品
- 衣類・下着
- 携帯電話と充電器
- 常用薬
- マスク
- 消毒剤
- 体温計

**その他個別に必要なもの**

**ねりま情報メールにご登録ください**

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの電子メールで、大雨警報や土砂災害警戒情報などの災害情報や避難情報など、区からの重要な情報を受け取ることができます。

令和2年度からは、ねりま情報メールに登録すると防災行政無線の放送内容がメールで届くようになりました。ぜひご登録をお願いします。登録方法は、区のホームページをご覧ください。

**日頃からの協力をお願いします**

雨水ます 周辺の清掃

雨水ますや側溝に物を置かない

地下施設には土のう、止水板の準備を

**土のうを無料で貸し出します**

大雨による住宅への浸水に備えていたため、希望する方への土のうを無料で貸し出しています。

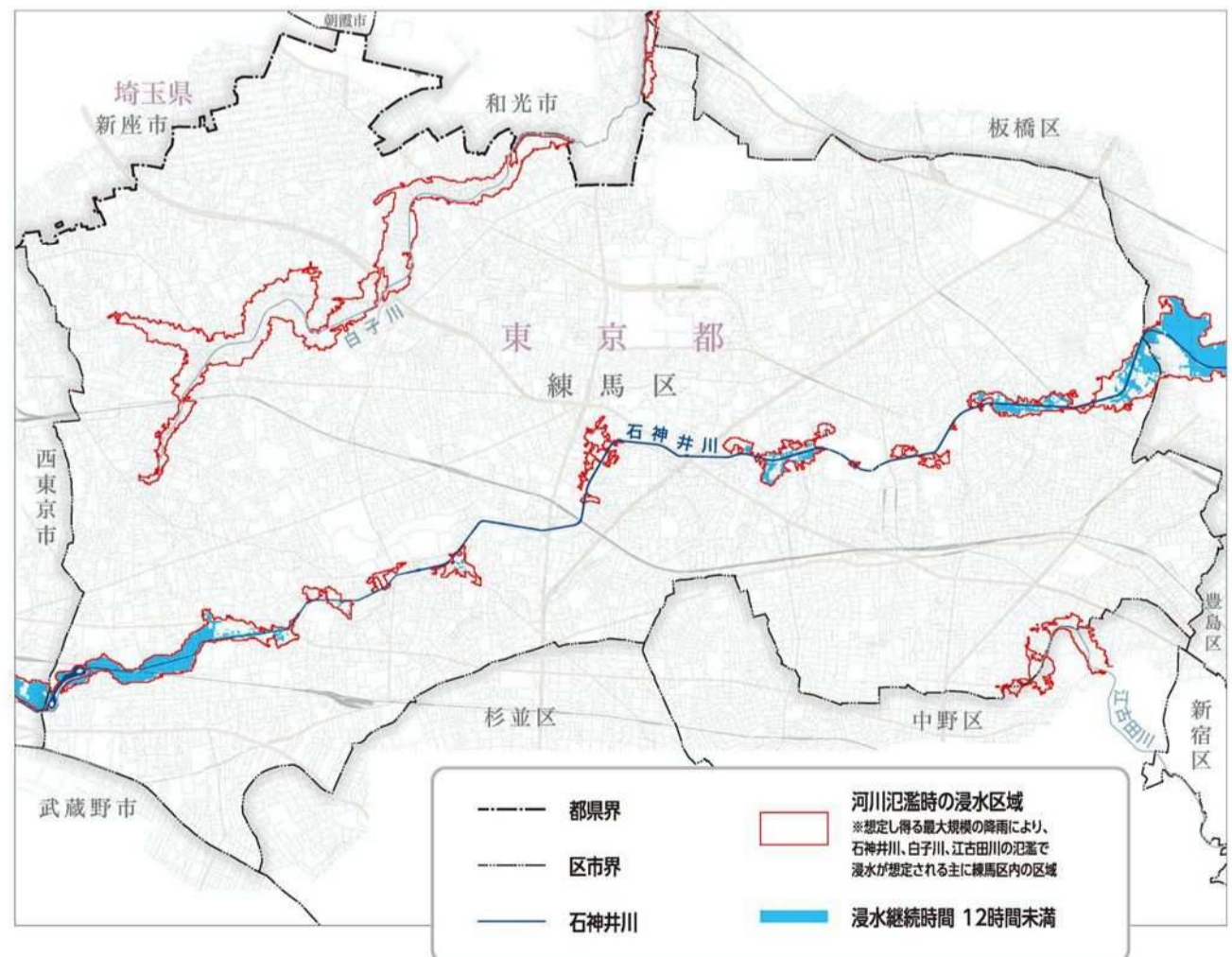
機関名	電話番号	該当地域
東部土木出張所	3994-0083	郵便番号176-179の地域
西部土木出張所	3995-0083	郵便番号177-178の地域

## 石神井川が氾濫した場合の浸水継続時間(浸水深50cm以上)

この図は、想定し得る最大規模の降雨(時間最大雨量153mm、総雨量690mm)により、石神井川が氾濫した場合の浸水深50cm以上の浸水継続時間を表示しています。

浸水継続時間は最大で12時間未満ですが、予測と実際の浸水状況が異なる場合がありますので、十分にご注意ください。

(なお白子川と江古田川は水防法に基づき指定された河川ではないため、浸水継続時間はシミュレーションにより予測されていません)



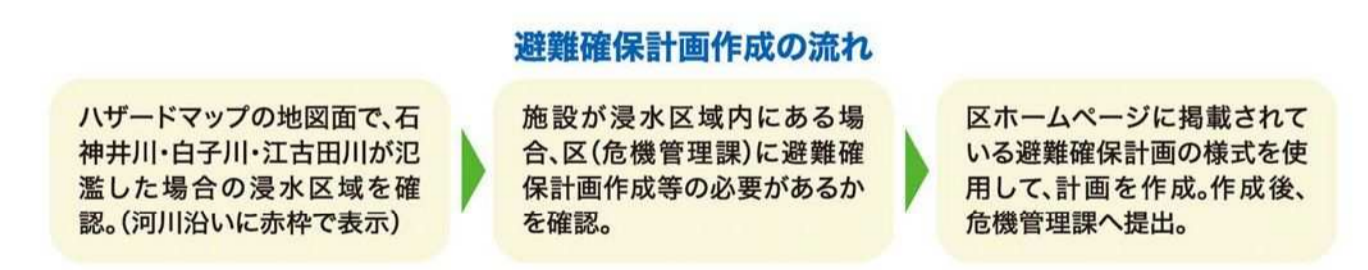
## 要配慮者利用施設と避難確保計画作成・訓練の実施

平成29年6月の水防法改正により、水防法に基づき指定河川の浸水区域内に所在し、かつ、地域防災計画で定められた要配慮者利用施設(高齢者や障害者、乳幼児など避難の支援が必要な方が利用する施設)は、洪水時の円滑な避難のための計画(避難確保計画)の作成と訓練の実施を義務付けられました。

区内では石神井川が指定河川であり、浸水区域内にある要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務となっています。

なお、白子川と江古田川は指定河川ではありませんが、浸水区域内にある要配慮者利用施設は、石神井川と同様に避難確保計画の作成と訓練の実施をお願いします。

【避難確保計画等に関する区のホームページ】  
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/suigai/hinanakuhokokai.html>

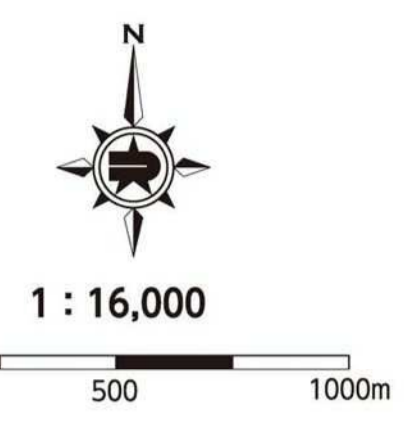
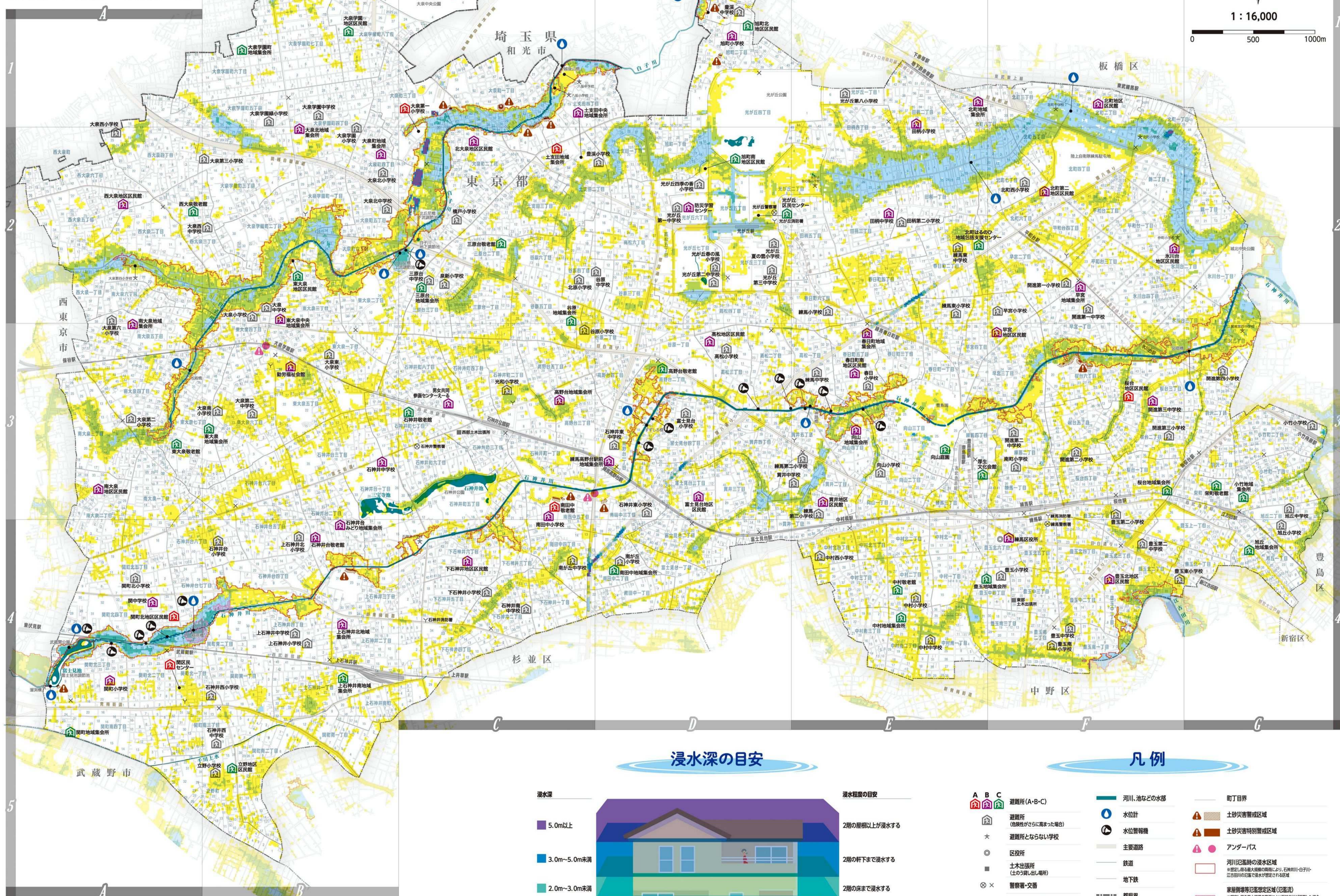


## 防災関係機関一覧

機関名	住所	電話番号
練馬区役所		3993-1111
練馬区役所(夜間・休日)	豊玉北6-12-1	3993-1101(課外)
東部土木出張所	豊玉中3-28-8	3994-0083
西部土木出張所	石神井町3-30-26	3995-0083
練馬警察署	豊玉北5-2-7	3994-0110
光が丘警察署	光が丘2-9-8	5998-0110
石神井警察署	石神井町6-17-26	3904-0110
練馬消防署	豊玉北5-1-8	3994-0119
光が丘消防署	光が丘2-9-1	5997-0119
石神井消防署	下石神井5-16-8	3995-0119
東京電力パワーグリッド 東京カスタマーセンター		0120-995-007
東京ガス お客様センター		0570-00-2211
東京都水道局練馬営業所	中村北1-9-4	5987-5330
東京都下水道局第二下水道事務所練馬出張所	豊玉北4-15-1	5999-5650
日本赤十字社東京都支部	新宿区大久保1-2-15	5273-6741

# 水害ハザードマップ

練馬区  
降雨は、「想定し得る最大規模の降雨  
(時間最大雨量153mm:総雨量690mm)」を想定しています。



## 浸水深の目安



## 凡例

- A B C** 避難所(A-B-C)
- 避難所(危険性がさらに高まった場合)
- 避難所とならない学校
- 区役所
- 土木出張所(土の出し出し期間)
- 警察署・交番
- 消防署・出張所
- 河川、池などの水部
- 水位計
- 水位警報機
- 主要道路
- 鉄道
- 地下鉄
- 都境界
- 区界
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- アンダーパス
- 河川氾濫時の浸水区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫高)
- 町丁目界

## 水害時の避難所一覧

区では、以下の施設を河川の氾濫・浸水および土砂災害の避難所として指定しています。降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水や土砂災害の危険性に応じて、原則としてA→B→Cの順に優先度をつけて避難所を開設します。  
河川の氾濫・浸水の危険性がさらに高まった場合、区立小中学校の一部を避難所として開設することがあります。  
避難の際は、必ず避難所の開設状況をホームページでご確認いただくか、水災害時専用コールセンター(03-5984-2569)または、危機管理課までお問い合わせください。

開設区	避難所	住所	電話番号	索引
A	桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5461	F-3
	旭町地域集会所	旭町3-11-6	3939-8960	D-1
	土支田地域集会所	土支田2-40-21	3978-8190	C-2
	南田中敬老館	南田中5-15-25	3995-5538	C-3
	大泉第一小学校	大泉町3-16-23	3925-2455	C-2
	関区民センター	関町北1-7-2	3928-1987	A-4
	関町北地区区民館	関町北4-12-21	3594-2603	A-4
B	豊玉北地区区民館	豊玉北3-7-9	3948-3061	F-4
	練馬区役所	豊玉北6-12-1	3993-1111	F-4
	開進第三中学校	桜台3-28-1	3993-4265	F-3
	向山地域集会所	向山4-21-12	3999-9696	E-3
	真井地区区民館	真井1-9-1	3926-7217	E-3
	氷川台地区区民館	氷川台2-16-14	3932-3656	F-2
	早宮地域集会所	早宮1-44-19	3994-6977	F-2
	早宮地区区民館	早宮4-14-5	3994-7961	F-3
	春日町南地区区民館	春日町5-20-25	3926-4971	E-3
	春日町地域集会所	春日町5-30-1	3990-4680	E-3
	高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	D-3
	北町地区区民館	北町2-26-1	3937-1931	F-1
	北町第二地区区民館	北町6-24-101	3931-1270	F-2
	北町地域集会所	北町8-28-10	3550-7719	E-1
	田柄小学校	田柄2-19-19	3939-0351	E-1
	田柄中学校	田柄3-3-1	3990-4403	E-2
	防災学習センター	光が丘6-4-1	5997-6471	D-2
	旭町小学校	旭町2-29-1	3939-0362	D-1
	土支田中央地域集会所	土支田2-32-8	3924-1990	C-2
	富士見台地区区民館	富士見台3-10-1	3926-1091	D-3
	南田中小学校	南田中5-15-37	3997-1145	C-3
練馬高野台駅前地域集会所	高野台1-7-29	3995-2457	D-3	
高野台地域集会所	高野台3-28-11	5372-1277	C-3	
男女共同参画センターえーる	石神井町8-1-10	3996-9005	C-3	
石神井中学校	石神井1-32-1	3997-3131	B-3	
石神井みどり地域集会所	石神井2-13-6	5393-5200	B-4	
石神井敬老館	石神井2-18-13	3995-8270	B-4	
上石神井北地域集会所	上石神井2-36-18	5991-3600	B-4	
下石神井地区区民館	下石神井6-8-15	3904-5061	C-4	
東大泉中央地域集会所	東大泉3-18-9	3922-1260	B-2	
勤労福祉会館	東大泉5-40-36	3923-5511	B-3	
西大泉地区区民館	西大泉5-3-32	3921-6493	A-2	
南大泉地区区民館	南大泉2-19-26	3978-9791	A-3	
南大泉地域集会所	南大泉5-26-19	3922-1130	A-3	
大泉北地域集会所	大泉学園町4-21-1	3922-0191	B-2	
北大泉地区区民館	大泉町2-41-26	3978-0324	C-2	
大泉町地域集会所	大泉町4-35-17	5387-5490	B-2	
関町小学校	関町北3-23-34	3929-1290	A-4	
関中学校	関町北4-34-23	3929-0048	A-4	
C	旭丘地域集会所	旭丘1-58-10	3950-4842	G-4
	小竹地域集会所	小竹町1-63-2	3554-3100	G-3
	栄町敬老館	栄町40-7	3994-3286	G-3
	中村敬老館	中村2-25-3	3998-2036	E-4
	中村地域集会所	中村南2-23-12	3999-9560	E-4
	桜台地域集会所	桜台1-22-9	3993-6699	F-3
	厚生文化会館	練馬4-2-3	3991-3080	E-3
	向山庭園	向山3-1-21	3926-7810	E-3
	豊玉地域集会所	豊玉中4-13-6	3991-7857	E-4
	旭町南地区区民館	高松5-23-15	3904-5191	D-2
	北町はるのひ地域包括支援センター	北町6-35-7	5399-5347	E-2
	光が丘区民センター	光が丘2-9-6	5997-7712	D-2
旭町北地区区民館	旭町2-30-16	5998-0511	D-1	
南田中地域集会所	南田中2-18-36	3997-5700	D-4	
高野台敬老館	高野台2-25-1	3996-5135	D-3	
谷原地域集会所	谷原5-6-7	3997-5673	C-2	
三原台敬老館	三原台2-11-29	3924-8834	C-2	
三原台地域集会所	三原台3-13-17	3925-4790	C-2	
石神井敬老館	石神井町7-28-21	3996-2900	C-3	
上石神井南地域集会所	上石神井1-6-16	3920-0620	B-4	
東大泉地区区民館	東大泉3-53-1	3921-8296	B-2	
東大泉敬老館	東大泉7-20-1	3921-9129	A-3	
東大泉地域集会所	東大泉7-27-51	3923-3037	B-3	
西大泉敬老館	西大泉3-21-16	3924-9545	A-2	
大泉学園町地域集会所	大泉学園町6-20-36	5387-6315	B-1	
大泉学園地区区民館	大泉学園町8-9-5	3922-4101	B-1	
関町地域集会所	関町南4-22-1	5991-0555	A-5	
立野地区区民館	立野町15-42	3928-6216	B-5	

この資料の練馬区管内の著作権は練馬区が有しています。  
地図提供 東京カーグラフィック株式会社

※避難所は原則としてA→B→Cの順に優先度をつけて開設します(右表参照)。  
降雨状況や河川の氾濫・浸水の危険性がさらに高まった場合、区立小中学校の一部を避難所として開設することがあります。